

第6章 大正10年意匠法の制定

第1節 背景

大正3年(1914)に勃発した第一次世界大戦は、我が国に貿易の異常な膨張と多額の輸出超過をもたらした。しかし、この発展も内部に矛盾をはらんでいたため、大正7年の「米騒動」を契機にして一気に恐慌状態におちいった^(注1)。また、大戦後のヨーロッパの産業復興にともなう、我が国の輸出品に対して粗製濫造の非難が高まり、このことから重要輸出品の検査・取締に対する多くの規則が公布された。^(注2)

一方、輸出品のデザインに目を向ければ、大正元年に農商務大臣より、手島精一 高工校長、松岡寿工業図案科長、平山英三 特許局意匠課長、執行弘道 日本美術会理事に「輸出振興問題に関して意匠図案改善策」の諮問が行なわれた。そして、答申として「工芸行政の強化、工芸審議会の設置、工芸品および図案の展示会の開催、工芸品のデザイン募集、図案調査のための海外駐在官の設置、工芸博物館の設立」が進言された。^(注3) この答申の具体化は、まず大正2年の農商務省第一回図案および応用作品展(俗称農展)となつてあらわれてくる。また、大正3年12月から、半年間にわたって政府が行なつた我が国商品の販路拡張のための市場調査の報告書中、デザインの改良についてふれられている商品が少なくない。^(注4)

この頃ヨーロッパでは、1907年に設立されたドイツ工作連盟(DWB)の思想の流れをくむデザイン活動体として、スイス工作連盟(1913年)や、イギリスのデザイン産業協会(1915年)等の設立が相次ぎ、1919年にはバウハウスが設立された。このような流れの中で、機械の意義を認め、工業製品の美的質的向上を図る近代的工業デザイン思想が確立されてゆくわけであるが、これらの思想は、大正4年ヨーロッパ留学から帰国した安田禄造らによって我が国にも広く紹介され、昭和初期以降の

(注1) 上掲『商工行政史』中巻 5頁

(注2) 大正4年6月5日農商務省令第27号 輸出真田取締規則
大正4年6月30日農商務省令第11号 輸出羽二重検査所及絹織物検査所規程
大正6年9月17日農商務省令第25号 輸出硝子製品取締規則など
同上『商工行政史』中巻 35~36頁

(注3) 『デザインの先覚者国井喜太郎』昭和44年6月30日発行 26頁 国井喜太郎先生記念出版発行人発行

(注4) 二、各國玩具ノ特長及本邦品ノ改良ヲ要スヘキ點 玩具ハ各國品トモ各々其特長ヲ有ス米國産ノ金属製若クハ木製品ニシテ堅牢ナルカ如キ獨逸品ノ學術的應用ニ富ミ且ツ其意匠ノ時好ヲ追フテ變移セルカ如キ英、佛、澳、白等ノ各々「セルロイド」細工ヲ應用スルニ巧妙ナルカ如キ是レナリ而シテ日本品ノ特長トシテハ其價格ノ低廉ナルハ以テ特長トスルニ足ルヘキモ餘リニ貧弱ニシテ趣味ニ乏シク意匠ノ時好ニ適セス且ツ耐久力ニ缺クル處アルハ大ニ改良セサルヘカラス

近來日本ヨリ輸入スル各種ノ「ブリツキ」細工ハ前途大ニ望ヲ瑞スルニ足ルヘシト云フ然レトモ其意匠及細工ニ於テ尚ホ一層ノ努力ヲ要スト云ヘリ又タ「セルロイド」細工物ノ如キ漸次見ルヘキモノアリト雖モ其價格ノ上ニ於テ到底他國品ト競争スル能ハスト云フ又タ箱根細工物ハ概シテ米國人ノ嗜好ニ適シ前途望ミアリト雖モ米國殊ニ紐育地方ノ如キ乾燥スル地ニテ冬期室内ヲ暖タムルコト甚シキ處ニテハ其用材ニ狂ヒヲ生シ繼キ日離レ或ハ蓋ノ如キハソリ返リテ蓋ノ用ヲナササルニ至ル等此邊ニ就テ大ニ改良ヲ要スルノ餘地アリト云フ

臨時海外派遣官報告集第三回 農商務省商工局 大正4年6月1日発行 82頁「米國ニ於ケル玩具類ノ需要」から抜粋
日本品ノ缺點

(イ) 獨逸品ト反對ニ製品ノ脆弱ナルコト コレ實ニ從來日本品ニ共通ノ缺點ニシテ甚シキニ至リテハ荷解後一定ノ場所ニ運搬スル間ニ既ニ破損セル物品アルヲ見タリ
(ロ) 日本品ハ概シテ其「サイズ」小サキニ過キ濠洲人ノ實用ニ適セサルコト
(ハ) 意匠ノ幼稚ナルコト 現今濠洲に輸入セラルル日本品ノ模様デザイン等ハ頗ル未開的ニシテ恰モ比律賓諸島乃至印度方面ノ嗜好ニ向ケタルモノヲ其儘濠洲ニ輸出シタルカノ感アリ、元來濠洲ノ人口五百萬中其半ハシドニー・・・臨時海外派遣官報告集第二回 大正4年4月19日発行 152頁「濠洲ニ於ケル日獨商品ノ優劣」から抜粋

様々のデザイン活動に少なからず影響を与えた。^(注5)

このような背景のなかで、意匠法の権利の容体は、物品と離れた抽象的なものではなく、実際の物品にあらわされた形態をさすよう改められた。

第2節 改正に至るまでの経緯

大正10年の法改正に先立って、大正5年、同7年にそれぞれ部分改正が提案されたが、いずれも審議未了となって日の目を見なかった。

大正5年の改正案では、明治42年法第8条の意匠権の利用抵触の項に「実用新案権」に加えて「商標権」を明記することなどが提案された。^(注6)

また大正7年の改正案では、意匠公報の発行、審判手続などについて提案された。^(注7)

この改正案は大正7年3月14日衆議院より貴族院に送付されたが、審議の中で改正が他の点にも波及して全体的な改正になるようであれば、次の議会に提出してはどうかという質問を受けて、この時の提案は取り下げる格好になった。^(注8)

こうしてこの時の改正案は大正10年法案として装いを新たに提案される。大正10年法案は特許法改正と同様に外部委員からなる調査委員会に諮問された。

第3節 帝国議会における審議

1 意匠法改正法案の主な内容

大正10年意匠法改正法律案は、大正10年2月24日、特許法改正法律案などとともに提出された。その内容のあらまは次のとおりである。

- ① 意匠権の容体を明らかにしたこと（第1条）。
- ② 拒絶理由通知を発し、意見申出の機会を与えたこと（第25条＝準用）。
- ③ 再審査の制度を廃止し、抗告審判を認めたこと及び最終審として大審院出訴を認めたこと。
- ④ 職務発明規定の改正（第25条＝準用）。
- ⑤ 登録無効の審判は、口頭弁論を原則としたこと（第25条＝準用）。
- ⑥ 審査官の除斥の規定の新設、及び審判官の除斥の規定の拡充と忌避の規定の新設（第25条＝準用）。
- ⑦ 意匠権と商標権の関係の規定の新設（第8条第3項）。
- ⑧ 強制実施許諾の規定の新設（第13条、第14条）。
- ⑨ 審判、抗告審判又は出訴に関し、再審の制度を設けたこと（第25条＝準用）。

2 審議の要点

大正10年2月24日の衆議院における審議では、今回の改正は特許法の改正が「根拠」になってい

^(注5) 昭和元年 帝国工芸会設立
昭和3年 商工省に工芸指導所設置など

^(注6) 『第三十七回帝國議會衆議院議事速記録』第30号 705頁

^(注7) 『第四十回帝國議會衆議院議事速記録』第15号 282頁

^(注8) 『第四十回帝國議會貴族院議事速記録』第14号 260頁

ることを説明しているほか、意匠法に固有の問題についても議論された。^(注9)

① 意匠の定義

意匠は、物品と離れて「抽象的」に存在するものではないとしたことについて政府委員は次のように説明している。

「意匠ト云フモノハ總テ應用スベキ物品等ト離レテ、抽象的ニ意匠權ト云フモノガ存在スルヤウナ解釈ヲ容レルヤウニナツテ居ルノデアリマスガ、ソレハ其權利ノ範圍ガ如何ニモ廣過ギテ、考案ノ目的モソコニ在タ譯デナカラウト云フヤウナ解釈ヲ、當局ニ於テモ委員會ニ於テモ採リマシテ、結局此度ノ法案ニアリマス通り、ソレヲ應用スベキ物品等ト結付ケテ、第一條ニ明カニ物品ニ關シテ云々ト云フコトニ致シマシテ、其物品ノ意匠ニ就テ意匠ノ登録ヲ受ケルト云フコトデ、離レテ抽象的ニ成立ツタ權利デナクシテ、或物ト結付イテノ權利ト云フコトデ、權利ノ範圍ヲ限定致シマシタノデアリマス」

また、大正10年3月6日の衆議院の第一議会では、政府委員は意匠の定義について次のように説明している。

「従来ハ即チ現行法ニ於キマシテハ、意匠ノ權利ハ物ヲ離レテモ、或ハ存在スルカノ如クニ解釋ヲシセラレタノデアリマスルガ、此點ニ對シテ、改正法ハ亦明瞭ナル定義ヲ與ヘテ、意匠ハ物ヲ離レテ存スルモノデハナイ、即チ法律ガ保護スル所ノ意匠權トシテ保護スル所ノモノハ、或品物ニ關シテ意匠ヲ爲シタモノヲ保護スルノデアルト云フコトノ意味ヲ、明確ニ致シテ居ルノデアリマス」^(注10)

② 「工業的」の意味

同年3月1日の審議における、清瀬一郎 議員の質問に対する中松政府委員の答弁は、次のとおりである。

「無論物品ハ工業的ノ物品ニ對スル意匠デゴザイマシテ、其意匠ト云フモノハ無論外觀ニ關シタモノデアリマシテ、趣味的ノモノデアルガ必ズシモ美觀ヲ與フル、美術的ノ感覺ヲ與フルコトハ、條件トシテ居リマセヌ、其範圍ハ著作權ノ範圍ニ属スベキモノデナイト斯ウ考ヘテ居リマスノデ、是ハ著作權ノ美術的ノ考案ト區別スルト云フ意味ニ於テ、工業的ト云フ文字ヲ附ケマシタ次第デアリマス・・・(中略)・・・或ル物品ヲ或意匠ガ實現セラレマシタトキノ其意匠ヲ保護スルト云フ考デゴザイマス、獨逸ナドニ於キマシテモ、此著作權ト云フモノト意匠ト云フモノハ、頗ル密接ノ關係ヲ持ツテ居ルヤウデゴザイマス、著作物ト區別スル——美術的ノ考案デナイト云フ意味ヲ現シタイト云フ趣旨デ、工業的ト云フ文字ヲ用キタノデアリマス」^(注11)

③ 新規性の要件を「同一又ハ類似ノ物品」に限定しない理由

清瀬議員は続いて、第3条の新規性に関する規定に「公知公用刊行物記載」とあつて、「同一物品或ハ類似物品ト云フ程度ニ制限」しないのはなぜかと質問したのに対し、中松政府委員は次のように答えている。

「意匠ト云フモノハ現實ノ物品ヲ離レテ存在シナイト云フ大體ノ趣旨デアリマス、ソレデ意匠ノ新規ト云フノニ、特ニ同一又ハ類似ノ物品ト云フ文字ヲ使セテヲリ、又一方ニ於テハ同一又ハ類似ト云フ言葉ガ世間ノ市場ノ商品ト同一又ハ類似ノ物品ト云フ意味ニ解釋セラルルト云フト、意匠法ノ上ニ困ルコトガ起リハシナイカ、意匠法ノ方面カラ見テ同一又ハ類似ノ物品ト稱セラレヌ

(注9) 『第四十四回帝國議會衆議院論事速記録』第22号 520頁

(注10) 『第四十四回帝國議會衆議院特許法中改正法律案外四件委員合議録』第1回 1頁

(注11) 同上書3頁

ヤウナ事ガ起ツテ來ハセヌカ、大體商標法ハ是ハ市場ノ取引ノ通念ニ依ツテ決シテ宜シウゴザイマセウ、意匠ノ方ハ取引上、或ハ同種ノ物品トシテ取扱レテ居ルモノデアリマシテモ、其上ニ同ジ模様ヲ現ハシテモ、其外觀ガ違フコトガアル、拙イ例デアルカ知レマセヌガ、例ヘバ敷物ノ『リノリウム』ニ薔薇模様ヲ現ハシマシタトキト、段通ニ同ジ薔薇模様ヲ織出シマシタトキト、同ジ模様ヲ現シテモ外觀ガ違ツテ感ズル時ガアル、サウ云フ時ニ市場ノ取引ノ通念トシテ、同一又ハ類似ノ物品ト云フ風ニ解釋セラルルト非常ニ困ル、ソレデアリマスルカラ寧ロサウ云フ言葉ヲ避ケタ方ガ、誤解ヲ生ズル虞ガナクテ宜カラウ、斯ウ云フ考デ態、同一又ハ類似ノ物品ト云フ言葉ヲ使ハナカツタ次第デアリマス」

第4節 大正10年意匠法改正の主な内容

大正10年意匠法は大正10年4月30日法律第98号をもって公布され大正11年1月11日から施行された。

その主な改正点を挙げると次のとおりである。

- ① 保護の対象を「物品ニ關シ形状、模様若ハ色彩又ハ其ノ結合ニ係ル新規ノ意匠ノ工業的考案」（第1条）とした。

これは従来「物品ニ應用スル」という二段階に分けた考え方から、物品そのものの外觀に関するものであるというように改正したものである。

結局、上記の審議の中での説明でみられるように、意匠権はその考案の目的からみて、物品と離れて存在しうるものではなく、市場の通念上同一物品又は類似物品とされたものに同一模様を現わしたからといって即座に意匠が類似するものとは限らず、物品に現わされた態様をみたうえで個々に判断すべきであるとし、抽象的な概念からより具体的な概念への移行がなされた。これらの点については、同法に基づいて改正された意匠法施行規則^(注12)第1条に「願書ニハ意匠ノ名稱及登録請求ノ範圍ヲ記載シ・・・」とあり更に、「登録請求ノ範圍ニハ意匠カ物品ノ形状、模様若ハ色彩又ハ其ノ結合ノ執レニ係ルカヲ記載スベシ」とあるように、従来のように登録請求の範囲に文章により意匠の構成に欠くことのできない点について記載することのなくなったことから理解することができる。

更に、物品の外觀についての工業的考案であるとした結果、物品の類似が実際には類別を越えて存在している以上、意匠の類似もまた類別を越えて存在することとなる。これは、本法下において類別指定制度を残したことが意匠権の境界を示すものとして機能するものではあっても、意匠の類似までも規定することはできないこととなった。^(注13)そして又、類別内における物品の指定についても運用上規制が加えられることとなり、^(注14)これらの運用が現行法への改正の足がかりとなった。

- ② 意匠権が他の権利と抵触する場合の調整規定につき、他の権利とはこれまで「実用新案権」のみ

^(注12) 農商務省令第35号 大正10年12月17日

^(注13) 公知のものとの関係では従来からも他類のものを引用していたようである。例えば前掲の明治40年平山英三の記事中にも、卓被（当時第6類）と敷物（当時第7類）とは、同一模様を応用したものであれば一方が公知となった以降の出願は登録できないと記されている点からも理解できる。ただし先願については、明治42年法では「同一物品ニ應用スヘキ同一又ハ類似ノ意匠ニ付・・・」と規定されており、類別を越えては引用されなかったと思われるが、大正10年法では単に「同一又ハ類似ノ意匠ニ付テハ最先ノ出願者ニ限り・・・」と改められ、類別の枠がはずされることとなった。

また実際の運用をみても、昭和26年6月に意匠課が古くから行なわれていた運用を集録した「意匠審査取極」中、「拒絶ノ爲ノ意匠ノ類似ヲ定ムル場合ニハ必ズシモ類別ニ拘泥セサルコト」（昭和5年）といった規定がみられる。

^(注14) 同上「意匠審査取極」一物品一意匠ヲ原則トスルコト故ニ物品ノ指定ハ原則トシテ一個ノ物品ニ限ル但シ同一性ノ物品又ハ組ノ意匠ニ於ケル組ノ物品ノ場合ハ同一願書ニ指定スルコトヲ認メラルルコトアリ。（昭和5年）

であったが、これに「商標権」を加えた（第8条）。

- ③ 他人の権利との利用関係がある場合の調整規定を置いた（第13条，第14条）。意匠権者が「他人ノ登録實用新案，又ハ登録意匠ヲ實施スルニ非サレハ自己ノ登録意匠ヲ實施スルコト能ハサル場合」に他人が正当な理由もなく実施を許諾しない場合，審判を請求することができるよう規定を設けたものである。第14条ではその場合の補償金の支払を定めた。
- ④ 特許法の改正に伴って，意匠法第25条による準用で改正された点は次のとおりである。
 - (a) 再審査が廃止され拒絶理由通知制度が新設された。
 - (b) 査定不服に関し抗告審判請求を認めた（第24条）。
 - (c) 抗告審判への不服について大審院への出訴を認めた。
 - (d) 職務上の創作の規定を改正した。この改正により従来，職務上創作した意匠について登録を受ける権利が使用者に属していたものを（明治42年意匠法第2条），被用者に属するものとしたことは，権利の帰属を180度転換するものとなった。